

平成 28 年 12 月 6 日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午前 10 時 0 分 開議)

(出席議員 16 名)

1 番	中 谷 松 助
2 番	福 田 晃 悦
3 番	稲 岡 健太郎
4 番	南 正 紀
5 番	寺 井 強
6 番	堂 下 健 一
7 番	南 政 夫
8 番	下 池 外巳造
9 番	須 磨 隆 正
10 番	越 後 敏 明
11 番	田 中 正 文
12 番	富 澤 軒 康
13 番	櫻 井 俊 一
14 番	林 一 夫
15 番	戸 坂 忠寸計
16 番	久 木 拓 栄

(欠席議員 なし)

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町 長	小 泉 勝
副 町 長	庄 田 義 則
教 育 長	守 田 廣 三
総 務 課 長	新 田 辰 巳
富 来 支 所 長	関 田 勝 行
企画財政課長	増 田 廣 樹
税 務 課 長	岡 部 亮
住 民 課 長	寺 澤 俊 彦
健康福祉課長	川 畑 智

環境安全課長	荒川 仁
商工観光課長兼情報推進課長	浜村 大
農林水産課長	北 富美夫
まち整備課長	細川 一元
富来病院事務長	高野 正
会計管理者(会計課長)	山口 勝好
学校教育課長	山本 政人
生涯学習課長	平井 清

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	竹内 伸二
議会事務局参事	村井 直
議会事務局主幹	宮川 信顕

(議事日程)

日程第 1 町長提出 議案第 71 号ないし第 79 号、第 83 号ないし第 87 号及び第 90 号ないし第 92 号並びに町政一般 (質疑、質問)

日程第 2 町長提出 議案第 71 号ないし第 79 号、第 83 号ないし第 87 号及び第 90 号ないし第 92 号並びに請願第 6 号 (委員会付託)

( 開 議 )

**越後敏明議長** ただ今の出席議員は 16 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議会だより掲載のため、写真撮影を許可します。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 町長提出 議案第 71 号ないし第 79 号、第 83 号ないし第 87 号及び第 90 号ないし第 92 号並びに町政一般 (質疑、質問)

**越後敏明議長** 日程に入り、町長から提出のありました議案第 71 号ないし第 79 号、第 83 号ないし第 87 号及び第 90 号ないし第 92 号に対する質疑並びに町政一般に対する質問を行います。

あらかじめ、発言時間について申し上げます。会議規則第 56 条第 1 項及び志

賀町議会の議案質疑及び町政一般質問の運用に関する規程第9条の規定により、各議員の発言は、執行部側の答弁も含め、おおむね30分以内とします。

それでは、発言を許します。

2番 福田晃悦君。

**福田晃悦議員** はい、議長。

おはようございます。2番 福田晃悦です。本日は、通告に従い2点質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず最初の質問です。保育サービスの拡充についてです。

本年9月の定例会、一般質問で、町内保育園の今後の見通しについて、私から質問させていただきました。その際の町長答弁は、今年度内に保育所の適正配置を検討する委員会を設置し、今後本町における保育所の適正数を含め、保育行政のあるべき方向性を検討していくとの内容でした。

この保育行政のあるべき方向性について、現在、政府が掲げる働き方改革に向けた議論が本格化しておりますが、主なテーマとして、長時間労働の抑制や非正規労働者の処遇改善などとともに、子育てと仕事の両立が重要視されています。共働きで子育てをする女性にとっては、子供の予期せぬ発熱などがあった場合、仕事を中断し、預けてあった保育施設から医療機関に連れて行かなければならなくなり、これは仕事と育児を両立させる上でも無視できないハードルとなっております。

そもそも保育園は、健康な子供を預かることを前提としており、37.5度を超えたら保護者にお迎えに来てもらうことになっております。しかし、幼い子供はよく熱を出すもので、しかも大人と違い、一度体調を崩すとなかなか安定せず、長期にわたって保育園を休まざるを得ないこともあります。必然的に子供の看病をしている保護者は、仕事を休まなくてはならず有給が無くなってしまいます。目の前の子供が苦しんでいる。でも仕事に穴は開けられないということもあります。そして、ひとり親であればなおさらのこと仕事を休めず、状況はさらに厳しさを増していきます。そんなとき頼れるのが病児保育です。風邪や発熱など、保育所では預かってもらえない軽度で突発的な状況で、子供を預かり、ケアをしてくれます。また、保護者の子育てと就労の両立を支援することも目的としています。

厚生労働省が本年7月12日に発表した2015年の国民生活基礎調査では、18歳未満の子供がいて、仕事をしている母親の割合が68.1パーセントにのぼり、統計を取り始めた2004年以降で、最も高くなっているとのことです。財団法人日本病児保育協会が2015年5月下旬から6月上旬にかけて、病児保育を利用する機会の多い小学校就業前の子供を持つ共働きの父親、母親を対象に実施したアンケート調査では、子供の病気は母親任せであることが浮き彫りになってきました。

子供が病気になった場合、父親と母親の負担間を合計100パーセントになるよう数値記入してもらったところ、半数を超える母親が、自分の負担が90パーセント以上である、つまり、父親の負担は10パーセント以下と回答しております。母親の負担が100パーセント、父親の負担は0パーセントという回答も2割みられました。そしてこの調査では、母親が病児保育サービスを利用したいと回答した数は、48パーセントと半数近くに達しています。実際にこの子供の病気に対峙することの多い母親にとって、病児保育が切実に求められていると言えます。

病児保育と病後児保育とあるわけですが、この違いについては、病児保育は先ほど述べたとおり、一時的に親が就労しているなどで保育園に通っている子供が病気になったとき、親が仕事を休めないときには、親に代わって病気の子供を保育するものであります。病後児保育とは、病気の回復期にあり、集団保育が困難であるが、症状が軽度で安静の確保が必要であり、普通の保育メニューを受けるのが難しい子供を、親に代わって保育を行うものであります。

全国的に対象施設は増えつつありますが、実際にそこで預かれる子供の人数は、かなり限られております。何と言っても病気の子供ですので、保育園のように一日一度に何十人もの子供を預かるわけにはいきません。1施設でせいぜい4名程度のところが多く、人口に対して足りているとは言えません。感染症の流行時期は、利用したいと思っても利用できないこともしばしばあると聞いています。

そこで、内閣府と厚生労働省は、施設の数増加に取り組むため、今年度から施設整備費のうち、国、都道府県、市町村が3割ずつを負担し、残り1割を社会福祉法人などの事業者が出す取り組みを始めました。現在、全国で1,800ある施設をいくつにするのかは明確にしておりませんが、現状では60万人弱にとどまっている病児保育の利用者を、2019年度までには150万人とする目標を掲げ

ております。また、人員配置の基準も柔軟になりました。病院に併設する施設を対象に、条件付きで看護師の常駐が不要となり、看護師がすぐに駆けつけられ、定期的に見回っていれば、看護師の常駐を求めておりません。

参考までに、病児保育を実施している施設は、県内で 15 か所、能登地域では七尾市の恵寿総合病院と内灘町の金沢医科大学病院の 2 か所のみであります。病後児保育は県内 4 か所で、能登地域では、輪島市の市立輪島病院と輪島市子育て支援センターの、こちらも 2 か所であります。利用料金は、市町によって異なりますが、一日あたり 1,000 円から 3,000 円であります。

本定例会で議決案件でもある第 2 次志賀町総合計画の町の課題の一つに、次代を担う人を育む子育て支援、教育の充実とあります。より定住対策に切り込むためにも、保育施設適正配置の検討と併せ、病児保育・病後児保育などの、必要とされる今後のあるべき保育サービスの拡充も検討すべきと考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

次の質問です。地理的表示保護制度 G I の活用についてです。

本町で生産される能登志賀ころ柿が、国の地理的表示保護制度に登録されました。県内の農林水産物では、加賀丸いもに続いて 2 例目で、国の評価を得た高品質で希少な地域の名産品として、国内外で販路拡大が期待されます。

地域の気候や風土、伝統に根ざし、その地域の名を冠した農林水産物や食品などのブランドを守り、価値を高めていく。そんな地理的表示保護制度に基づき、夕張メロン、北海道や、江戸崎かぼちゃ、茨城県、神戸ビーフ、兵庫県などに続き 20 番目の登録となりました。お酒については独自の仕組みがあり、日本酒が指定されたことで話題になりましたが、今後は、各地の一次産品や 6 次産品が相次いで認められていく見通しです。

ご存知のとおり、ころ柿は、本町に伝わる加工食品の知恵と技術を受け継ぎ、世界農業遺産能登の里山里海を構成する地域資源の一つでもあります。これまでも、県のふるさと認証食品や世界農業遺産活用実行委員会の未来につなげる能登の一品に認定されており、さらに、国の G I 登録でブランド化にさらに弾みがつきます。他の産地の干し柿と比べて、鮮やかなあめ色で果肉がやわらかいと評価されているころ柿は、志賀地域の下甘田、加茂地区を中心に生産されており、高齢化と担い手不足のために生産者が減少しておりますが、生産強化で新規雇用の

動きもあります。

県の食に関する首都圏意識調査によると、県産農畜産物で知っているものは加賀野菜が 69 パーセント、能登牛が 58 パーセントと続き、ころ柿は 24 パーセントで一定の認知度がありました。G I 登録を機に、一層の浸透を目指す今後の情報発信は、手間をかけたころ柿の生産工程などとともに能登の風土も広く紹介出来ます。ころ柿の魅力を高め、現地に足を運ぶ人も増えるのではないのでしょうか。

海外への販路開拓については、金沢中央卸売市場の丸果石川中央青果が昨年 12 月と今年 1 月、台湾でころ柿を試験販売したところ、県内価格の 2 倍の高値で 500 箱を完売。J A 志賀は台湾や香港、シンガポールなどへの出荷を視野に入れており、ころ柿を売り込む可能性は大いにあるといえます。今後も、国のお墨付きを追い風にして、海外展開の戦略も大いに見込めます。

また、この G I の他に、ブランドを保護する仕組みに商標登録がありますが、地域名を含む地域団体商標制度も用意されております。商標権を侵害された場合は、権利者が自ら訴訟を起こす必要があり、負担は小さくありません。地理的表示法なら、違反がわかれば行政が直接取り締まることができ、偽物や模倣品の追放にも効果があります。そうした守りに加えて、地域の活性化という攻めにも地理的表示を生かせます。

名の知れた地域ブランドでも、生産者ごとに品質がばらばらで消費者をがっかりさせる例があり、地理的表示保護制度への登録には、一定の品質と生産方法を保ち、おおむね 25 年以上作り続けているなどの厳しい条件があります。この制度では、地域の文化や伝統行事との結びつきも重要視されるだけに、登録製品とイベントを組み合わせて観光客を増やすなど、様々な可能性を秘めております。

民間と行政が協力し、地域おこしへの戦略を練る際のことなることは、言うまでもありません。一次産業の振興や地域活性化に向け地産地消が提唱され、久しく経ちますが、農林漁業の 6 次産業化と併せ、本町においても地理的表示保護制度の積極的な活用及び支援策に取り組むべきと考えますが、今後の対応をお聞かせください。以上で私の質問を終わります。

**越後敏明議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 議長。

福田議員のご質問に、お答えをいたします。まず、保育サービスの拡充につい

てであります。

国では、少子化危機突破のため、子育て支援と働き方改革をより一層強化するとともに、結婚・妊娠・出産支援を対策の柱として打ち出し、3本の矢として推進することとしております。これらの取り組みにあたっては、行政はもちろんのこと、家族・地域・職場が積極的に支援をし、若者が安心して子供を産み育てるための環境づくりが重要であると考えています。本町における子育て支援としては、保護者が児童の養育に一時的に困る場合、町が委託する施設で養育を行う、子育て短期支援事業や放課後児童クラブなどの運営を行っております。

また、本年9月議会において、年度内に将来の保育行政のあるべき方向性を検討する委員会の設置を表明し、今回補正予算に関係経費を計上させていただいております。補正予算が成立後、速やかに議会、保護者代表や学識経験者などによる委員会を組織し、国の動向も踏まえつつ、病児保育・病後児保育を含めた本町における保育行政のあるべき方向性についての検討をお願いをし、答申を得たいと考えております。

次に、地理的表示保護制度G Iの活用についてであります。

先般、G Iに登録された能登志賀ころ柿は、能登の気候・風土の中で育ち、大切に磨かれてきた本町を代表する特産品であり、その高い品質が全国の名だたる産品と並び、国に認められたものであります。これも、ひとえに生産農家が先人から受け継いだ技術をしっかりと守り、たゆまぬ努力と研究を重ねてこられた賜物と考えております。

今般のG I登録により、新聞やテレビなどの報道で、ころ柿の知名度が高まってきております。町では、今年からふるさと納税の返礼品として、ころ柿を全国にPRしているほか、柿を縁とした姉妹駅協定を結んでいる和歌山県の道の駅柿の郷くどやまでの販売促進により、販路拡大を図っております。九度山町は、世界遺産高野山の入口であり、また、NHKのドラマで人気となった真田幸村のゆかりの地であることから、国内はもとより、海外からも多くの観光客が訪れており、認知度アップには絶好の機会であります。また、JA志賀では、日本の高品質な食品が富裕層に人気となっている海外への出荷を模索していくとしております。販路はまだまだ拡大する可能性を秘めています。

しかし、一方で、生産者の高齢化による後継者不足や柿の木の老木化の進行な

どから出荷量は減少傾向にあり、その対策が課題となっております。町ではこのことに対処するため、J A志賀と連携しながら生産農家等に苗木を配付し、老木化した柿の木の更新を行うとともに、新たな植樹による面積拡大を図り、生産量の維持拡大を目指していきたくと考えております。また、品質の維持向上を図る観点から、生産施設や施設の整備についても検討していきます。

さらに、J A志賀では、包装箱をG Iを前面に押し出した高級仕様に変更するよう進めており、こうした取り組みも含め、町としても可能な限り支援していきたくと考えております。なお、包装箱については、今年は間に合いませんでしたが、G Iの表示シールを貼って対応しており、道の駅旬菜館をはじめ、町内スーパーなどで販売をしておりますので、町民の皆様にもぜひ町内外にPRしていただきたいと思っております。

いずれにしても、町の基盤である一次産業の振興はもとより、今般、町優良特産品に認定された、かき餅やリンゴジャムなど、個人・法人を問わず、生産・加工・販売に取り組んでいる事業者もおり、第二のころ柿となる農林水産加工品を生み、育て、活かせるよう、6次産業化にも向けて積極的に取り組んでいきたくと考えております。以上、福田議員のご質問に対する答弁といたします。

**越後敏明議長** 1番 中谷松助君。

**中谷松助議員** はい、議長。

日本共産党の中谷松助です。私は、本年第4回定例会にあたりまして、6点の質問をさせていただきます。まず始めに、志賀地域下水道料金の大幅値上げについてであります。

本町合併時、合併協定書には、町内すべての下水道整備が完了する平成28年度を目途に、下水道料金と分担金を富来地域に合わせて、志賀地域を値上げするとあります。整備が2年遅れとなり30年度からの値上げ予定ということですが、ちなみに平均的使用量のご家庭で約2倍の料金となります。しかしこの間、年金の引き下げ、物価の上昇、消費税、介護保険料の引き上げなど、生活は大変さを増しています。そこへ下水道料金倍増の追い討ちとなりますと、まさに最悪と言わざるを得ません。

値上げしなければ本町下水道事業が成り立たないということはありません。何よりも合併の主旨であった、サービスは高い方に負担は低い方に合わせるという

原則から外れています。高い方の富来地域の料金に合わせるのではなくて、低い方の志賀地域の料金にこそ統一すべきだと思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

次に、輪島市門前町大釜の産業廃棄物最終処分場建設計画についてであります。

そもそも廃棄物は、発生者発生地処理が原則です。有害なものは無害に、処理できないものは作らないが原則です。にもかかわらず、どこかに造らなければならぬなどと言って、能登半島に巨大な産廃処分場を造って、半世紀にもわたって全国から産業廃棄物を受け入れるというのは、誰が考えても筋が通りません。しかも一旦受け入れますと、次々と建設計画が持ち上がる危険性があります。今、世界農業遺産、里山里海を活かして地方創生をと、本町でも能登志賀ころ柿が国の地理的表示保護制度、いわゆるG Iに登録されたのを機に、新たな挑戦が始まっている最中です。

大釜産廃処分場が建設された場合、産廃場へ向かう道路沿いとなる本町では、毎日数十台、数百台となるトラックの往復が見込まれます。思わぬ交通事故や有害物質の飛散、風評被害など、良いことは何ひとつないと思います。隣接町どころか地元そのものとなる巨大産廃処分場の建設は、本町としては絶対に認められるものではないと、輪島市にも県にも申し述べる必要があると思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

3点目には、就学援助制度入学準備金の入学前支給についてであります。

本町でも、憲法 26 条の義務教育はこれを無償とするに則り、一定の基準を満たすご家庭に対して就学援助を実施いたしておりますが、昨今の子どもの貧困化が叫ばれる中、とくに新入学児童生徒学用品等、いわゆる入学準備金を入学前の2月から3月にかけて支給してほしいとの声が広がっています。文科省の通知でも、児童生徒が援助を必要とする時期に速やかに支給できるよう十分配慮するようにとあります。

この制度の一番切実な部分ともいえる入学準備金の入学前支給を、すでに実施している県内他自治体の取り組み等を踏まえて、より一層切れ目のない子育て支援策の拡充を図っていただきたいと思います。教育長の見解をお伺いいたします。

次に、4点目は、広域農道大坂山トンネル内の路面隆起についてであります。

2001年3月竣工しました富来地頭町地内、広域農道大坂山トンネル内南口よ

り約 150 メートルの地点で、幅約 5 メートルをもってトンネル内を横断している路面隆起があります。おそらく 2007 年 3 月の能登半島地震によるものと思われるのですが、現場は門前方面へ向かう際、下り勾配で左カーブにさしかかるのですが、ハンドルを取られたり、トラックの荷崩れに伴う横転事故などが懸念されます。早急な安全改修が必要と思いますが、見解をお伺いいたします。

次に、5 点目は、志賀原子力発電所雨水流入問題についてであります。

9 月 28 日、原発敷地内での道路冠水で溢れた雨水が、2 号機原子炉建屋内にドラム缶にして約 33 本分、計 6,600 リットル流入し漏電が起きました。雨水が入ったのは、発電所の中でも最も厳重に管理されるべき原子炉建屋内です。しかも、警報が鳴っても事態の悪化をすぐに止められなかったということでもあります。

原子力規制委員会は、安全機能を喪失して重大な事故につながった可能性があるとして、事態の重大性を厳しく指摘しました。この事態の中では、建屋内の床面のひび割れも原因として重なっています。また、2 号機のトラブルを受けて 1 号機も調査した結果、48 か所で雨水対策が講じられていなかったということでもあります。北陸電力は、そのあと町に対して、事故原因や対策について何か説明があったのでしょうか。まずその点をお伺いいたします。

そして今回の事故は、まさに小さなミス積み重ねですが、稼働中ではないにしても、余りにもずさんな管理であります。今回の事故から見ても、もはや北陸電力には原発を動かす技量も資格もないと言わざるを得ません。一刻も早い原発からの撤退を求めるべきではないでしょうか。また、原発敷地内の防火帯の造成など、環境の変化や最近の記録的降雨量などを踏まえ、北陸電力への定期的な安全管理の働きかけも強く求めます。

最後に、国連核兵器禁止条約交渉開始への決議についてであります。

10 月 27 日、国連総会第一委員会は、核兵器のない世界に向けて、核兵器禁止条約などを交渉する国際会議を来年招集するとして決議案を圧倒的賛成多数で採択しました。これは、残虐非道な核兵器の廃絶を 70 年余にわたった被爆者をはじめ、日本国民と世界の多くの人たちの声と運動が実を結んだものといえます。

しかし、こともあろうに、唯一の戦争被爆国の日本がこれに反対をして、世界を唾然とさせました。非常に残念でなりません。今からでも遅くはありません。国に対し、核兵器廃絶に向けて日本が積極的役割を果たすよう、非核宣言の町か

らとしても、そのことを強く求めていただきたいと思います。この件につきましての町長の見解をお伺いいたしまして、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

**越後敏明議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 議長。

中谷議員のご質問に、お答えをいたします。まず、志賀地域の下水道料金についてであります。

下水道料金については、合併協定書において、下水道整備が完了する年度の翌年度を目途に旧富来町の料金に合わせ統一するとされております。この合併協定書は、法律に基づき、議員や学識経験者により組織された合併協議会において協議をされ、議会の承認を経て定められたものであります。このことについては、前回の議会における一般質問や全員協議会、並びに9月から10月にかけてのタウンミーティングで説明をさせていただいたところでもあります。

現在、志賀地域の下水道料金は、20立米あたり1,620円で、県内で最も安い料金となっております。供用開始から現在まで四半世紀にわたって、消費税以外、料金を据え置き、料金収入などの不足分を一般財源で賄ってきました。来年度、下水道整備が完了する予定ですが、今後も老朽化した施設の大規模改修工事等が予定をされており、一般財源からの繰入れを少しでも軽減させるため、合併協定書の方針どおり料金を統一していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

次に、門前大釜産廃処分場の建設計画についてであります。

輪島市大釜地区における産業廃棄物最終処分場の建設計画については、現在、事業者において、先般の知事意見を踏まえた評価書の作成作業が行われている状況であります。産業廃棄物処分場の許可は県知事であり、本町は、隣接地として、先に提出した環境保全上の意見のほか、今後の手続きとしては、評価書の公告、縦覧及び設置許可申請に対する意見をはじめ、環境保全協定の締結等、法令等の規定に基づいた手続きを行うこととなります。町としては、こうした手続きの中で、環境や各産業への影響を考慮し、住民生活に不安や支障を来さないよう意見を述べていきたいと考えております。

次に、志賀原発雨水流入の問題についてであります。

今定例会の提案理由でも述べましたが、9月28日未明からの大雨により、雨水の一部が2号機の原子炉建屋内に流入したことについては、町としても大変重要な問題として受け止めております。北陸電力からは、10月28日に雨水流入事象に関する中間報告の提出を受けており、原子力規制委員会から、今月26日までに提出を求められている最終報告に向け、社内に業務品質向上委員会を設置をし、検証を進めているという報告を受けております。町としても、北陸電力に対し、二度とこういった問題を起こさないよう、再発防止対策に万全を期すよう求めているところであります。

なお、原子力発電所の安全管理に関しては、発電所の運転中、停止中にかかわらず、あらゆる環境の変化を考慮し安全管理に万全を期すことは、原子力発電所の従事者として当然の責務であり、町としても、常にこうした取り組みについて、国、県とともに、監視、指導をしていきたいと考えております。

次に、核兵器禁止条約交渉開始の決議についてであります。

10月の国連総会第1委員会において、日本政府が、核兵器の法的禁止の交渉開始を求めた決議案に反対の立場を表明したことは、核兵器廃絶を願う本町としても遺憾に思っております。しかしながら、反対の理由は、交渉は国際社会の総意の下で進めるべきだと主張したが反映されなかったとのことであり、先日、決議案に反対したものの、来年3月に国連で始まる核兵器禁止条約交渉に参加することを決定したとの報道がありました。この交渉の場においては、唯一の被爆国である日本の考えを訴えるとのことであり、町としては、今後の政府の動向を注視していきたいと考えております。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。なお、その他のご質問については、教育長及び担当課長からそれぞれ答弁させますので、よろしく願いをいたします。

**越後敏明議長** 守田教育長。

**守田廣三教育長** 議長。

中谷議員の入学準備金の入学前支給についてのご質問に、お答えいたします。

ご質問の新入学児童生徒学用品費、いわゆる入学準備金について、本町では、前年の所得が確定する6月に就学援助審査を行い、認定を受けた保護者に対して、7月上旬までに、小学1年生1万9,900円、中学1年生2万2,900円を支給して

おります。現時点で、保護者から入学準備金の支給時期を早めてほしいといった申し出はございませんが、制服やランドセル購入など出費が嵩む入学前の保護者の負担軽減を鑑み、先進自治体の事例を参考に検討したいと考えております。以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

**越後敏明議長** 北農林水産課長。

**北富美夫農林水産課長** はい、議長。

中谷議員の広域農道大坂山トンネル内の隆起についてのご質問に、お答えいたします。

荒屋地内から東小室地内にかけての農道は、平成6年度から平成19年度に県営ふるさと農道整備事業により施工され、平成20年3月に石川県から志賀町に譲与されたものです。その区間内にある大坂山トンネルは、主要地方道富来中島線に接続する東小室地先から、荒屋方向に約300メートル進んだ箇所位置しており、延長740メートルのトンネルです。

このトンネル内には、県より譲与された時点で、すでに3地点に現在の路面凹凸があり、平成25年度に国が示す農道保全対策の手引きに基づき、国補助事業によりトンネル本体を対象に調査・点検を実施しています。その際の路面変状調査の点検結果では、路面凹凸のある3地点については、車両の走行に大きな支障はないことから、経過観察することとされております。なお、国の指針に基づくこの定期点検は5年に一度行い、次回は平成30年度の実施を予定しています。

町では、通常の業務として、車両走行時には目視や車上感覚での日常点検も実施しておりますが、農道の勾配がやや急でスピードが出やすい箇所であることから、隆起している箇所で事故が発生することのないよう、公安委員会に対し、速度表示板など注意喚起の看板の設置を要望していきたいと考えています。いずれにしても、大坂山トンネルのみならず、大規模農道全般において、常日頃からトラブルが発生しないよう注視しながら管理してまいります。以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

**越後敏明議長** 6番 堂下健一君。

**堂下健一議員** はい。

おはようございます。私が今年最後の質問者となったようであります。まず最初に、ごみの分別収集についてから質問していきます。

10月に議会教育民生委員会では、熊本市と水俣市の2つの市を視察してきました。熊本市は、熊本地震の被害状況と地震直後からの市としての取り組み状況の説明を受け、市役所から歩いて10分くらいの熊本城の被害状況を市役所職員より説明を受けてきました。また、2日目は水俣市に行き、私のかつての同僚が現在市議会議員をしており、私たちの視察に同行し、当初予定になかった瓶のリサイクル会社も視察に入れてくれまして、より有意義な視察になったかと思えます。

かつて、水俣病で世界中に名が広まった水俣市も、今は、環境モデル都市の認定を受けるに至っています。かつて私が活動していた30数年前とは隔世の感があります。今年、水俣病公式確認より60年、地震で延期されていました水俣病犠牲者慰霊式を10日後に控えた水俣市の視察でした。

今回の視察目的は、ごみ分別についての実際を視察することにあります。視察先で学んだことを、我が町の実態に照らしながら取り込んでいくことも大事なことだったと思います。ごみ分別については、志賀町もかなりの線まで来ているように思います。水俣市発行の家庭のごみの分け方・出し方の表と比較しても遜色はないように思います。大きな違いは、水俣市は高度分別と言われるように、分別数の多さと減量化対策の取り組み、さらに資源ごみの売却利益を地域に還元していることです。

例えば、ごみの分別では電気コード類を分類しており、平均単価もキロ171.5円とアルミ缶の129.2円より高額な単価となっています。さらに食用油を回収し、ディーゼルエンジンへとリサイクルされ、生ごみは堆肥化して、広域圏の農家等に無償で配布しているということでした。しかも、堆肥化することにより、可燃ごみの排出量が1,400トンも減り、その結果、焼却コストが大幅に減り、生ごみの堆肥化の費用2,000万円を差し引いても、年間4,000万円のコスト削減になったと報告していました。

本町でもごみ減量化の取り組みはしているものの、大きな成果を上げるところまでにはっていないという指摘もあることから、生ごみの分別収集、つまり水を燃やすために莫大な経費をかけることはやめて、成果を出している自治体から学び、取り入れていくことが必要かと思えます。さらに水俣市は、成果としては、地域のごみステーションが世代の垣根を越えたコミュニケーションの場、環境学

習の場となっている。市民のごみ分別への自主的な取り組みが、マスコミ取材・報道等により、国や他の地域からの社会的評価につながり、新たな地域イメージが確立。行政視察・各種研修受け入れによる経済波及効果がある。岡山埋立地最終処分地の延命が数十年延びたということです。岡山と言うのは、水俣市内にある地名の名前です。また、資源の売却利益は年間約2,800万円あり、そのうち昨年実績としては、26の自治会へ1,060万円を還元しています。用途については、使い道については、地域が自由に使えるということでした。これが人口2万6,000人の水俣市での実績です。

数年後には、RDFも廃止されるようです。よく言われますが、捨てればごみ、回せば資源です。将来を見据えたごみ問題の取り組みをしていくことが肝要かと思います。志賀町のごみ収集もかなりのレベルに来ていると思いますので、もう一踏ん張りだと思います。水俣市の取り組み状況をいくつか説明しましたが、利益につながっていくものについては、町で研究を重ね取り組んで行くべきだと思います。どのようにお考えでしょうか。

次に、北陸電力の雨水流入問題についてであります。

北陸電力に引導を渡す時に来ているのではないかという町長の思いを聞くものです。北陸電力は、今年度だけを見ても、以下のようなトラブルに見舞われています。5月25日、原発警備員、立ち入り禁止区域に誤進入し微量被ばくする。7月28日、29日、富山新港火力1、2号機が相次いで停止。1号機は出力上昇中、発電機の電流、電圧管理値がオーバーに作業員が気づかず保護装置が作動した。2号機はクラゲが取水口に押し寄せたことに気がつかなかった。これが原因だとすれば、余りにもお粗末過ぎるんです。8月17日、新港石炭1号機、保護装置作動し停止。後日、運転中に発電機内の部品交換を行うとして、誤って電極部にブラシを接触させたのが原因と判明。そして、今回の雨水流入問題です。

今回の問題では、雨水流入停止が最初の警報から7時間後に流入停止、社長がこの情報を得たのは2日後だったということが後から判明しています。北陸電力は、あの臨界事故隠し発覚後は、隠さない、或いは安全文化の構築を会社を挙げて取り組むとしていました。また、人為ミスが続出した2006年11月15日には、協力会社まで含めて420人が参加して、品質向上・信頼回復総決起大会を開いています。当時、会社幹部は一連のミスについて、ほとんどが人的ミス、もう一步

進んでチェックすれば防げた」と指摘。一人ひとりに意識改革を求め、地道に一つずつ積み上げて信頼を回復しようと訴えています。当時の一連のミスの内容は、発電機付属施設への記録紙吸入やケーブル接続ミスなどで運転が停止されています。

今回の雨水流入問題では、新聞各社が規制委員会での発言内容を紹介しています。ゆゆしき問題、普通の人なら分かること、認識が甘い、発想が逆、或いは先頃開催されました県の臨時安管協でも辛辣な意見が出されています。普段は電力の報告を追認するだけの県の安管協も、今回は言わざるを得ないほどひどい状況に北陸電力があるとしか、解釈のしようがありません。あれほど口を開けば安全文化と言いながら、その実安全文化など全く身につけていなかったのではないかと思います。トラブルを起こすたびに電力は、適切に対応するとして切り抜けてきたツケと、それに厳しい対応を取って来なかった県や町にも、甘やかしてきた責任があるのではないのでしょうか。

今や、国民や地域住民の信頼を失っていると、電力の幹部も認めています。何よりも、再稼働を求めている関係者の皆さんの信頼を大きく損なっていると言っています。仏心を出して安全審査の結果を待つのではなく、引導を渡して楽にしてあげることが、電力にとっても正に世のため人のためになります。水力発電では、日本でも有数の技術力だそうですので、その分野で頑張ってもらえればよいと思います。

日本は、地震の活動期に入っているとと言われて久しく、今年に入ってからでも、熊本、鳥取、そして先日の東北と、日本全国で地震が起きています。地震と聞けば即、原発は大丈夫かという声になります。以前の質問で、私は国会事故調の調査報告書から引用した、北陸電力のような規模の会社、原子炉事故を収捨するために必要な経理的基礎や人的ソース等に関してはまったく不十分であり、事故を起こしてしまった場合には、事故収捨させるプロセスにおいても著しく困難であり、自力で事故を完遂させることは困難であろうと言わざるを得ない、と書かれていましたが、あの報告書からすでに4年以上経過しています。

北陸電力においては、その後の進歩・進展は見られず、実態はお寒い状況としか言えません。町民を巻き添えにすることは許されません。志賀原発は如何なものかという気持ちを持ち合わせていないのか、お聞きしたいと思います。

3番目に、原発避難いじめの問題について、どのような視点でとらえているのかをお聞きします。

福島原発事故で、福島県から一家で自主避難し、横浜の小学校に転校し、いじめにあい、不登校になった問題については、各種の報道等がされています。私も様々な観点から考えさせられました。教育長もおそらくこの事件に大きな関心を持って注視してきたと思います。転校生に対する単なるいじめではなく、原発事故からの避難者の子供に対するいじめと脅しにあっていること、それに適切な対応ができなかった関係機関に、より深い問題を感じます。

原発事故のとらえ方、或いは時間の経過とともに、避難された方と被災地域に残らざるを得なかった人の中での意識の違いやとらえ方の違いで、大きな溝ができてしまい、離婚等に至った事例なども私も多く聞いています。さらに、ふるさと帰還を巡っての葛藤もあります。原発からの避難者は大変厳しい現実には追い込まれています。

そもそもこの問題は、福島原発事故が原因で起きていること。当時の状況を思い起こすと、アメリカは80キロ圏より避難することをアメリカ人に呼びかけていました。フランスなどEU諸国各国は、帰国便の手配までしていました。当時の原子力委員長近藤俊介氏は、3月25日に、170キロ圏内がチェルノブイリ原発事故の強制移住地域汚染レベルになると試算していたのです。つまり、首都圏が危ないというシュミレーションまで出しているのです。

福島県民の多くが被曝を避けて他県に自主避難したとしても、それは当然の権利であり、国も県も避難された方をサポートすることは当たり前のことではないでしょうか。大人社会の無理解を感じると記事にしている新聞もありましたが、大人社会のゆがみを映し出したもの、大人社会に存在する弱者への攻撃が影響している等の指摘は、重く受け止めて対応をしていかなければならないと思います。

福島の二の舞の可能性が、この志賀町には絶対ないと言い切れませんので、やはり大人社会の原発避難に対する理解と対応が求められています。このニュースから感じた教育長の率直な思いをお聞きしたいと思います。

最後に、原子力防災訓練についてであります。

今回の訓練につきましては、議会の視察日程での視察でしたので、全体的な状況はつかんでいませんが、限られた視察からの質問となります。全般的なことは

次の機会に譲りたいと思います。今回は天候に比較的恵まれ、ヘリも飛び、まずまずだったと思います。これからの季節は、船やヘリコプターでの避難は天候に大きく左右され、当てにできる避難手段ではないことだけは確実です。

今回、架設の橋を設置する状況を視察しました。地震や大雨との複合災害を想定しての訓練でしょうが、この設備は自衛隊鯖江駐屯地からのものですが、このような施設部隊は石川県内にはあるのでしょうか、或いは緊急時に間に合うのでしょうか。また、設置訓練も避難訓練に参加している皆さんにきちんと説明する必要を感じましたがどうでしょうか。また、橋を通過することができるのは、20 日の日は高架車両のみであり、それも説明を求めて初めて分かるという有様でした。自家用車での避難もあるのですから、そのような避難準備をしてくるべきではなかったのか。また、見学者が見て、聞いて、即理解できる工夫が必要だと感じたところです。

知事には自衛隊幹部がつきっきりで説明していましたが、誰の命を守るための訓練をしているのか。説明がないと逆に不安を感じさせることもあります。これでは、緊急時に私たちは助からない、と訓練を視察していました参加者の皆さんの中で、不安を述べている人もいました。

次にオフサイトセンターについてです。県職員から説明を受けましたが、国の各機関の席が準備されていましたが、内閣府以外の参加がないと、県職員も失望していました。訓練に参加していないところから信頼をなくしていくのです。浜岡原発周辺住民に対して、原発事故情報の信頼度の聞き取り調査をしたものがありますが、ここでも政府や省庁の信頼度のなさは 29.2 パーセント、県や市町は 2.8 パーセントに対して、信頼度は、県や町・市の信頼度は 41.4 パーセントという結果も出ています。

地元自治体が大きな信頼を得ているわけですので、いざという時のために、今回の訓練も訓練参加者からの聞き取り調査もして、きちんと総括作業をやり、改善すべきことは改善することです。事故や災害は、こちらが設定しているような日曜日の午前中に起きるとは限りません。今年は大雪も心配されています。大雪になった場合、緊急招集訓練、積雪状況や避難道路の通行状況の確認調査、深夜ですと、まだ除雪はされていない時間帯もありますので、旧富来地区は能登町が避難場所となっていますので、深夜の避難訓練等もとりあえず役場職員だけで

もやってみるべきではないかと思いますが、町としての対応をお聞きしたいと思います。以上です。

**越後敏明議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 議長。

堂下議員のご質問に、お答えをいたします。まず、北陸電力の雨水流入問題についてであります。

志賀原子力発電所は、現在、1号機、2号機ともに運転停止中ではありますが、計画から1号機の営業運転に至るまでには、実に26年もの歳月を費やし、2号機にあっては、12年余りの期間を要しております。改めて申し上げるまでもなく、原子力発電所の建設は一大プロジェクトであり、その道のりは平坦なものではなく、茨の道乗り越えて地元住民をはじめとした町民、周辺地域の方々の合意形成を経て、今日に至っているものであります。

水を飲むとき井戸を掘った人のことを忘れてはならない、ということわざがありますが、今回の件に関しての私の率直な思いは、このことわざのとおりであります。北陸電力の社員はもちろんのこと、関連会社の社員も含め、発電所内で従事する者一人ひとりが、当時の原子力発電所立地に関わった方々の努力と苦勞により築かれた今日があるということを肝に銘じ、原子力発電所を預かっているという自覚と責任を持って、安全対策の徹底に努めるよう求めていきます。また、北陸電力には、今回の雨水の流入について、反省すべきところは大いに反省をし、二度とこういった問題を起こさないよう、再発防止対策も強く求めていきます。

次に、原子力防災訓練についてであります。

今回の訓練で、福浦地区において、地震による道路寸断を想定した陸上自衛隊による仮橋設置作業で使用した架設橋についてであります。この機材は、金沢駐屯地では所有していないことから、福井県の鯖江駐屯地所有の機材を使用しております。しかし、本町から金沢駐屯地とほぼ同じ距離にある、砺波市の富山駐屯地で同様の機材を所有しておりますので、災害時には、富山駐屯地からの調達も可能であり、県内からと同様の対応ができます。また、堂下議員ご指摘の住民への説明や周知等、訓練が進行する中での問題点や課題点等については、避難訓練参加者全員のアンケート調査のほか、住民対応に配置した職員から、担当部署において聞き取りを実施しております。

これらの意見を集約し、今月予定されるすべての参加機関が集う県主催の意見交換会において、担当から志賀町としての意見を述べ、他機関からの意見や改善案等とともに、検証結果として総括することにより、避難計画等の実効性を高め、原子力防災体制の拡充に活かしていきます。なお、積雪時や夜間等の避難についてであります。こうした状況下における住民避難のあり方についても検証や実行する必要性はあるものと考えますが、まずは、このような訓練を通して、住民や職員が、避難行動にかかる基本動作を繰り返し行うことにより、万が一の災害時において、厳しい状況下であっても、臨機応変に対応できるのではないかと考えております。今後も、このような取り組みにより、住民の防災意識の高揚や職員の災害時対応力の向上を図り、町民の安全、安心の確保に努めていきたいと考えております。

以上、堂下議員のご質問に対する答弁といたします。なお、その他のご質問については、教育長及び担当課長からそれぞれ答弁させますので、よろしく願いをいたします。

**越後敏明議長** 守田教育長。

**守田廣三教育長** 議長。

堂下議員の原発避難いじめの問題についてのご質問に、お答えいたします。

まず、原発事故からの避難者の子供へのいじめと恐喝まがいにあっているニュースを聞いて、教育を預かる者として大変重く受け止めています。本来ならば、子供が成長途中でふるさとを離れ、何かと不便な生活を強いられている状況にあるとき、物理的、精神的に様々な支援をしなければならないと思うのが普通であります。

今回の事案は、部外者への排除の論理と思いやりの心が欠如していると言わざるを得ません。また、関係機関にあつては、傍観者の立場をとった結果、このような重大事案に至ったと推測いたします。本町では、いじめを見逃さない・ゆるさない学校づくりを推進しています。各学校に、学校いじめ防止基本計画を策定させ、いじめアンケートや迷惑調査等を定期的実施して、早期発見に努めています。また、定期的に児童・生徒理解の会を開催しており、要支援児童生徒への対応や気になる児童生徒についての情報を交換したり、対応を協議したりして、児童・生徒の安心安全な学校生活を守る取り組みをしております。

現在のところ、重大な事案はないものと認識していますが、今年度3年目を迎える学校いじめ防止基本計画の確実な実施と取り組みの見直しを進めるよう、今後も指導してまいります。さらに、各学校では、対応済みの案件を含め、学校便りに掲載したり、ホームページでも地域へ発信しているほか、相手への思いやりの心を醸成し、生命尊重の心を育むための人権啓発活動にも取り組んでいます。

最近では、人権週間にちなみ、全校を挙げて人権作文に応募し、優秀な作品が県内入賞を果たすなど、すべての子に人権感覚が行き渡るよう取り組んでいます。このような日頃からの人権尊重教育、生命尊重教育が、児童・生徒の豊かな心を育むことにつながると考えており、今後とも、いじめ防止・人権啓発活動に計画的、持続的に取り組んでまいります。また、新潟県の事案では、教員による児童の人権を侵害する行為が明らかになっており、教員の資質に関わる大きな問題となっています。本町では、各学校で服務に関する研修を定期的に行うよう指導しているところですが、早急に再点検を行いたいと考えております。以上、堂下議員のご質問に対する答弁といたします。

**越後敏明議長** 荒川環境安全課長。

**荒川仁環境安全課長** はい、議長。

堂下議員のごみの分別収集についてのご質問に、お答えをいたします。

本町のごみの分別の種類は、生ごみの分別収集は行っておりませんが、資源ごみの紙類4種類、びん類3種類、空き缶、ペットボトル、容器包装プラスチック、水銀使用物、衣類のほか、燃えるごみ、燃えないごみ、小型家電、粗大ごみなど16種類に分別していただいております。

分別収集したごみは、羽咋郡市のごみ処理施設であるリサイクルセンターへ搬入し、生ごみを含む燃えるごみは、破碎、分別、乾燥を行い、廃棄物固形燃料、いわゆるRDFを製造しております。燃えないごみ、資源ごみ、粗大ごみ等についてはさらに分別し、有価物として売却しており、羽咋郡市広域圏の平成27年度の決算では、資源回収及びリフォーム品の売払いにより、全体で約1,740万円の収入を計上し、1市2町の分担金に還元されております。

こうした取り組みにより、羽咋郡市は、県内でもリサイクル率が高い状況にあります。また、民間への委託事業として、町内のスーパー4店で食用油を回収しており、回収後はバイオディーゼル燃料にリサイクルされております。このよう

に、本町のごみの分別方法は高度に分別しており、水俣市とは分別等の手法は異なりますが、同程度の分別であると考えております。

このほかの取り組みとして、ごみ処理に対する認識を高める目的で、再生可能な古紙、空き缶等の有価物の資源化と可燃ごみの減量化を積極的に推進するため、町単独事業として、資源リサイクル活動推進事業報奨金を交付しております。この事業では、資源リサイクル活動を実施する子ども会や各種団体を対象とするもので、平成 27 年度では 240 トンの資源回収をしており、資源リサイクルの推進に寄与するとともに、住民の環境への理解を深めていただいております。

また、今年度から 3 年間ではありますが、生ごみ処理機器設置事業に係る補助金の交付を行い、生ごみの減量化や堆肥化に取り組んでもおります。さらに、現在、生ごみの処理については、RDF としての利用であります。将来的には、し尿や下水道汚泥などとともに、堆肥化等有効利用について、処理経費を考慮しながら研究していきたいと考えております。

これらの事業を通して、町民の皆様には、さらなるごみの減量化と資源リサイクル化の推進を図るため、ご理解とご協力をお願いしていきたいと考えております。以上、堂下議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

**越後敏明議長** 6 番 堂下健一君。

**堂下健一議員** はい。

1 点だけ再質問をさせていただきます。雨水流入問題でありますけども、北陸電力が事態を把握しましたのは 7 時間後ですけども、例えばですね、よく事故時に安定ヨウ素剤の問題がありますが、安定ヨウ素剤は 7 時間後でしたら、ほとんど 100 パーセントとってよいくらい利用価値がありません。そういった意味では、原発事故においては、時間が大きな要素となりますので、単に、7 時間後に結果が分かったというレベルの話ではなくて、事態を急変させてしまふ、取り返しがつかない事態になって、陥りかねない状況があるということ、まず理解してほしいと思います。

その上で、電力がこの間いろいろやってきてますけども、トラブルを起こさない、起こさないと言いながら、残念ながら今日の結果が生まれているというところで、辞めてしまえと言うくらいの気持ちで臨まない、逆に言うと、町なり県は、どうせ我々の言うことを聞くだらうというレベルでの、やり取りとし

か、残念ながら受け止められない面がありますので、そのへんを肝に銘じて取り組んでほしいと思います。以上です。

**越後敏明議長** 小泉町長。

**小泉勝町長** 議長。

堂下議員の再質問にお答えをいたします。先ほども言いましたけれども、北陸電力には、今回の雨水の流入について反省すべきところは大いに反省をし、二度とこういった問題を起こさないよう、再発防止対策を強く求めていきたいと考えております。以上であります。

**越後敏明議長** 以上をもちまして、質疑及び質問を終結します。

---

日程第2 町長提出 議案第71号ないし第79号、第83号ないし第87号及び第90号ないし第92号並びに請願第6号（委員会付託）

**越後敏明議長** 次に、町長提出 議案第71号ないし第79号、第83号ないし第87号及び第90号ないし第92号並びに請願第6号を、お手元に配付の付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

---

（ 休 会 ）

**越後敏明議長** 次に、休会の件についてお諮りします。

委員会審査等のため、明7日から12日までの6日間は、休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし）

**越後敏明議長** ご異議なしと認めます。

よって、明7日から12日までの6日間は、休会することに決しました。

次回は、12月13日、午後2時から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

（午前11時14分 散会）